令　和　９・10　年　度

岩手中部水道企業団建設工事競争入札参加資格審査提出要領

（格付け書類提出手引き）

岩　手　中　部　水　道　企　業　団

1　はじめに

企業団圏域内に本店を有し、令和９・10 年度建設工事競争入札参加資格審査申請において土木一式・建築一式・電気・管・水道施設の５業種へ申請した方を対象に格付け（等級区分判定）を行なうにあたり、書類の提出が必要になります。この手引きでは、必要書類の記載方法等について解説します。

2　対象者について

次の①②どちらにも該当する者。
①企業団圏域内（北上市・花巻市・紫波町）に本店を有している者
②令和９・10 年度建設工事競争入札参加資格審査申請において土木一式・建築一式・電気・管・水道施設のいずれかに希望した者

3　提出について

(1) 提出期間

令和９年１月４日～令和９年１月 29 日

(2) 提出方法

メール（宛先アドレス：nyusatsusanka@iwatetyubu-suido.jp）

(3) 提出書類一覧

番号	書類の名称	提出区分	提出対象者等
1	**参加希望業種調書** **（様式第１号）**	○	【対象者】 全ての者 【注意事項】 技術者数は**令和８年 12 月 31 日時点**で記載願います。
2	**技術職員名簿** **（様式第２号）**	○	【対象者】 全ての者 【注意事項】 技術者要件を確認するため、希望する工事業種に対応する国家資格や実務経験を有する技術者について、**令和８年 12 月 31 日現在**の状況で記入してください。 様式第１号の技術職員合計人数と本様式の実人数が一致しているか確認してください。
3	配水管及び給水管工事技能資格者名簿 （様式第３号）	△	【対象者】 水道施設工事を希望する者 【添付書類】 資格証写し（該当資格は P8 参照）
4	災害緊急時活動実施報告書 （様式第４号）	△	【対象者】 令和６・７年度に、企業団圏域内で発生した災害緊急時における巡回パトロールや救援活動、公共土木施設等応急復旧工事等への対応に協力した者 【注意事項】 様式第４号への記名押印に代えて、既存の証明書等の写しを添付して提出することもできるものとします。

5	障がい者の雇用を証明する書類	△	【対象者】 障害者雇用を義務付けられていない方で、障がい者を常時雇用した者（障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき障害者雇用義務がある場合は、法定雇用率を達成した者） 【提出書類】 障害者手帳の写し及び雇用状況を証明する書類の写し 申請書を提出する年の前年に公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し
6	いわて地球環境にやさしい事業所認定書の写し	△	【対象者】 令和８年 12 月 31 日現在において、岩手県が定めた「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定区分が３つ星（★★★）以上の者
7	地域貢献活動実施報告書（様式第５号）	△	【対象者】 令和６・７年度において、企業団圏域内で地域貢献活動の実績がある者 【添付書類】 活動を実施したことが分かる証明書等
8	消防団員雇用状況報告書（様式第６号）	△	【対象者】 消防団員を雇用している者 【注意事項】 関係機関から証明を受けたうえで提出してください。また、消防団員として任命されている事実を証明する既存の証明書等がある場合は、既存の証明書等写しの添付でも可
9	水道保守修繕業務委託（単価契約）仕様書様式第７号修繕報告書の写し	△	【対象者】 令和６・７年度において、企業団の漏水事故等に際し緊急修繕の実績がある者（複数の場合は１年度毎に１件分の提出可）
10	新卒者雇用調書（様式第７号）	△	【対象者】 令和７・８年度に新卒者を採用後、令和８年 12 月 31 日まで継続して当該新卒者を常時雇用している者 【添付書類】 卒業証明書の写し 継続雇用がわかるいずれか書類（出勤簿、標準報酬月額通知証、保険証）の写し

※番号４～10 は、主観的事項の審査評点で加点を希望する場合のみ提出してください。加点内容については３ページを参照願います。

４　審査について

客観的事項の審査評点に主観的事項の審査結果による評点を合算した総合点（①＋②）及び技術者要件（③）により審査し、等級区分を判定します。審査結果は、令和９年５月下旬に企業団ホームページへ掲載するとともに郵送で通知します。

① 客観的事項の審査

経営事項審査に基づく総合評定値を客観的事項の審査評点とします。

② 主観的事項の審査

下表に記載している項目について審査し、算定します。工事成績評点以外の項目で加点を希望する場合は必要書類を提出してください。

項目	内容	点数
工事成績評点	令和６・７年度の過去２年度に完成検査を実施したもので、成績評定通知した工事を対象とします。 特定建設工事共同企業体施工に係る成績評定点は、各構成員も同一の成績評定点とみなします。また、請負金額は出資割合を乗じた額とします。 $\left(\frac{(\text{請負金額} \times \text{評定点}) + \cdots}{\text{請負金額} + \cdots} - 65 \right) \times 2$ 上記計算式の 65：成績評定点の基準点数 上記計算式の２：係数	＋70～ －156 点
災害協定の締結	企業団と「災害応急復旧工事等に関する協定」を締結している場合、加点します。	＋10 点
災害緊急時の対応協力	令和６・７年度において、企業団圏域内における災害活動の実績がある場合、加点します。ただし、評価対象は４件を上限とします。	１件＋10 点 （上限＋40 点）
障がい者雇用	障がい者を雇用している場合、加点します。 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障がい者雇用を義務付けられている方は、法定雇用率を達成している場合に加点します。	＋20 点
環境に配慮した経営の状況	「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の認定区分３つ星（★★★）以上を取得している場合は加点します。	＋10 点
地域貢献活動	令和６・７年度に企業団圏域内における以下の４要件全てを満たす地域貢献活動を行った場合に加点します。 （１）　対価を伴わない自主的非営利活動 （２）　企業又は組合としての取り組みであること （３）　地域と事前に合意形成がなされた活動であること （４）　活動内容の客観的な確認が可能な活動内容であること 【対象となる活動例】	１件＋５点 （上限＋20 点）

	（１）　清掃活動、環境美化、環境保全活動等 （２）　就業体験、建設業体験事業、見守り活動等 （３）　地域での除排雪活動、学校グラウンド整備等 （４）　町内会行事支援、災害対応訓練等 【留意事項】 （１）　金品、物品の寄付、各種協力協定等の締結そのものは具体的な活動とは認められません。 （２）　実施したことが分かる証明書等には依頼文・礼状、新聞及び写真を含みます。 （３）　１年間の同一期間内の連続した活動は、１件の活動とみなします。	※地域貢献活動と消防団員の雇用を合わせて 20 点を上限とします。
消防団員の雇用	令和８年 12 月 31 日現在において、消防団員に任命されている者を雇用している場合に加点します。複数名雇用している場合でも１件とみなします。	
緊急修繕業務の受託	令和６・７年度において、企業団の漏水事故等に際しての緊急修繕の実績がある場合は、加点します。 【緊急修繕となる例】 （１）　企業団から下記の対応時間帯に修繕依頼を受け修繕対応したもの 平日：午後５時 15 分から翌日午前８時 30 分まで 休日：終日 （２）　緊急修繕が必要となり、修繕依頼直後に修繕対応したもの （３）　担当区域外で修繕対応したもの	１年度あたり＋10 点 （上限＋20 点） ※加点は水道施設工事のみとします。
新卒者の継続雇用	下記に掲げる者を令和７・８年度に採用し、令和８年 12 月 31 日まで継続して常時雇用している場合は加点します。 （１）　中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校中学部若しくは高等部、大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校を卒業後３年以内の者 （２）　公共職業能力開発施設又は認定高等職業訓練校（在職者訓練を除く）を終了後３年以内の者	１人＋10 点 （上限＋30 点）
指名停止による減点	令和７・８年度に指名停止を受けた場合、減点します。	指名停止月数×（－10 点）
文書による警告	令和７・８年度に文書警告を受けた場合、減点します。	警告文書回数×（－５点）

③　技術者数要件の審査

等級区分を行う工事業種における技術者数の要件は、下表のとおりとします。

工事業種	等級区分	技術者要件
土木一式工事	A級	１、２級技術者６人以上　（内、１級技術者３人以上）
	B級	１、２級技術者３人以上　（内、１級技術者１人以上）
建築一式工事	A級	１、２級技術者４人以上　（内、１級技術者２人以上）
	B級	１、２級技術者３人以上
電気工事	A級	１、２級技術者３人以上　（内、１級技術者１人以上）
	B級	１、２級技術者２人以上
管工事	A級	１、２級技術者３人以上　（内、１級技術者１人以上）
	B級	１、２級技術者２人以上
水道施設工事	A級	１、２級技術者３人以上　（内、１級技術者１人以上）
	B級	１、２級技術者２人以上
	A級・B級共通	配水管及び給水管工事に必要な技能資格を有する者を直接雇用していること。（該当する技能資格は、８ページを参照。）

注１　１級とは１級建設機械施工技士、各業種の１級施工管理技士、１級建築士、各業種の技術士及び監理技術者資格者証の交付を受けている技術者とします。１級技士補のみ保有の場合は対象外です（別表１参照）

注２　２級は、建設業法に定める主任技術者となりうる国家資格等を所有する者で、上記１級の者を除く者とします。２級技士補は対象外です。

５　その他

様式のエクセルファイルにチェックリストを添付していますのでご利用ください。

申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載しなかったことが明らかになった場合は、建設工事競争入札加資格者台帳に登載しませんので、注意してください。

別表１

資格区分表

根拠	コード	資格区分	工事種別				
			土木	建築	電気	管	水道施設
建設業法	001	法第７条第２号イ該当	△	△	△	△	△
	002	法第７条第２号ロ該当	△	△	△	△	△
	003	法第 15 条第２号ハ該当（同号イと同等以上）	△	△	△	△	
	004	法第 15 条第２号ハ該当（同号ロと同等以上）					△
	111	１級　建設機械施工技士	◎				
	212	２級　〃　（第１種～第６種）	○				
	113	１級　土木施工管理技士	◎				◎
	214	２級　〃　（土木）	○				○
	215	２級　〃　（鋼構造物塗装）（５年）					○
	216	２級　〃　（薬液注入）（５年）					○
	120	１級　建築施工管理技士　※水道施設（３年）		◎			○
	221	２級　〃　（建築）　※水道施設（５年）		○			○
	222	２級　〃　（躯体）（５年）					○
	223	２級　〃　（仕上げ）（５年）					○
	127	１級　電気工事施工管理技士			◎		
	228	２級　〃			○		
	129	１級　管工事施行管理技士　※水道施設（３年）				◎	○
	230	２級　〃　※水道施設（５年）				○	○
	133	１級　造園施工管理技士　（３年）					○
	234	２級　造園施工管理技士　（５年）					○
建築士法	137	１級　建築士		◎			
	238	２級　〃		○			
技術士法	141	建設・総合技術監理（建設）	◎		◎		
	142	建設「鋼構造及びコンクリート」・総合技術監理（建設「鋼構造及びコンクリート」）	◎		◎		
	143	農業「農業土木」･総合技術監理（農業「農業土木」）	◎				
	144	電気電子・総合技術監理（電気電子）			◎		
	145	機械・総合技術監理（機械）					
	146	機械「流体工学」又は「熱工学」・総合技術監理（機械「流体工学」又は「熱工学」）				◎	

	147	上下水道・総合技術監理（上下水道）				◎	◎
根拠	コード	資格区分	土木	建築	電気	管	水道施設
技術士法	148	上下水道「上水道及び工業用水道」・総合技術監理（上下水道「上水道及び工業用水道」）				◎	◎
	149	水産「水産土木」・総合技術監理（水産「水産土木」）	◎				
	150	森林「林業」・総合技術監理（森林「林業」）					
	151	森林「森林土木」・総合技術監理（森林「森林土木」）	◎				
	152	衛生工学・総合技術監理（衛生工学）				◎	
	153	衛生工学「水質管理」・総合技術監理（衛生工学「水質管理」）				◎	◎
	154	衛生工学「廃棄物管理」・総合技術監理（衛生工学「廃棄物管理」）				◎	◎
電気工事士法 電気事業法 電気通信事業法	155	第１種　電気工事士			○		
	256	第２種　電気工事士（３年）			○		
	258	電気主任技術者（第１種～第３種）（５年）			○		
水道法	265	給水装置工事主任技術者（１年）				○	
職業能力開発促進法	170	１級建築板金「ダクト板金作業」				○	
	270	２級建築板金「ダクト板金作業」（３年）				○	
	174	１級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管				○	
	274	２級冷凍空気調和機器施工・空気調和設備配管（３年）				○	
	175	１級給排水衛生設備配管				○	
	275	２級給排水衛生設備配管（３年）				○	
	176	１級配管・配管工				○	
	276	２級配管・配管工（３年）				○	
	062	建築設備士（１年）			○	○	
	063	計装（１年）			○	○	

備　考

（１）　「◎」は、技術者要件で「１級相当」に、「○」及び「△」は「２級相当」にそれぞれ該当するものです。

（２）　実務経験を有する者とは以下のとおりです。

①　建設業法第７条第２号イ

高等学校の指定学科卒業後　　５年以上

大学及び高等専門学校の指定学科卒業後　３年以上

②　建設業法第７条第２号ロ

上記以外　10 年以上

（３）　資格名の右側に括弧書きで記載されている年数は、当該資格を取得するための試験に合格した後、建設業法第７条第２号ハに該当する者となるために必要な実務経験の年数です。

（4）　職業能力開発促進法による等級区分が２級の場合は、合格後３年以上の実務経験を要します。ただし、平成 16 年４月１日時点で合格していた者は実務経験１年以上を要します。

別表２

	技能資格	認定事業所
配水管工事	ア　配水管技能者登録証（耐震継手又は大口径管） イ　JDPA 継手接合研修会受講証 ウ　水道配水用ポリエチレン管・継手施工講習会受講証 ※上記資格と同程度の講習内容を持つ地域限定及びメーカー主催の講習会でも可。	ア　（公社）日本水道協会 イ　（一社）日本ダクタイル鉄管協会 ウ　配水用ポリエチレンパイプシステム協会
給水管工事（穿孔）	エ　給水装置工事配管技能者証 ※令和 11・12 年度からは給水装置工事主任技術者の資格条件を追加します。	エ　（公財）給水工事技術振興財団 ※　（公財）給水工事技術振興財団

注１　技能資格を有する者と技術者は、重複していてもかまいません。

注２　配水管工事及び給水管工事に対する技能資格を有する者は、重複していてもかまいません。